

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	財務会計システムソフトウェア保守業務委託	
契 約 内 容	財務会計システムソフトウェア保守業務	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社フューチャーイン	
契 約 金 額	484,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	本業務を実施できるのはシステム開発業者のみであり、契約の性質が競争入札に適さないことから、システム開発業者と随意契約の方法による契約を締結するものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 水道課																									
件 名	水道メーター取替業務及び給水管漏水調査業務委託																									
契 約 内 容	計量法検定満期8年を経過した量水器の取替及び給水管の漏水調査業務																									
契 約 期 間	契約日から令和2年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	平成31年4月17日																									
契 約 相 手 方	犬山市指定水道工事店協同組合																									
契 約 金 額	単価契約（口径別取替単価、漏水調査単価） (予定総額 12,275,018円)																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、検定満期となる水道メーターの交換を決められた期間内に漏れなく確実に実施する必要がある。 犬山市指定水道工事店協同組合は、市内に事業所を置いている複数の業者で構成されているため、交換の困難なケースや急な交換依頼に対しても相互に連携・情報交換を図ることで柔軟な対応が可能であり、業務を中断させることなく期間内に確実に実施することができる。さらに、交換対象となるメーターは年間約4,000件あり、これを同一単価で行うことができるスケールメリットもある。 これらのことから、当該業務は市内指定工事店で構成された唯一の同業組合である同組合が行うのが適当であり、契約の性質が競争入札に適さないため、随意契約の方法による契約を締結するものである。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 水道課																									
件 名	水道事業会計システム決算帳票作成支援業務委託																									
契 約 内 容	水道事業会計システム決算帳票作成支援業務																									
契 約 期 間	平成31年4月15日から令和元年5月31日まで																									
契 約 締 結 日	平成31年4月15日																									
契 約 相 手 方	株式会社フューチャーイン																									
契 約 金 額	302,400円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	本業務を実施できるのはシステム開発業者のみであり、契約の性質が競争入札に適さないことから、システム開発業者と随意契約の方法による契約を締結するものである。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	水道積算システム更新業務委託	
契 約 内 容	水道積算システムのデータ更新	
契 約 期 間	令和元年5月24日から令和元年8月21日まで	
契 約 締 結 日	令和元年5月23日	
契 約 相 手 方	株式会社 ビーイング	
契 約 金 額	237,600円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	本業務を実施できるのはシステム開発業者のみであり、契約の性質が競争入札に適さないことから、システム開発業者と随意契約の方法による契約を締結するものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	水道賠償責任保険契約	
契 約 内 容	水道施設の管理や補修・修理工事により生じた偶然な事故や供給した水に起因して、第三者の生命、身体や財物に損害を与えてしまった場合等に法律上の損害賠償責任を負うこととなった場合に対応できるよう賠償責任保険に加入するもの。	
契 約 期 間	令和元年5月1日午後4時から令和2年5月1日午後4時まで	
契 約 締 結 日	令和元年5月1日午後4時	
契 約 相 手 方	公益社団法人日本水道協会	
契 約 金 額	441,290円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	公益社団法人日本水道協会は、全国市町村の水道事業体で構成する水道の事業経営・技術に関する調査研究、研修、広報活動などを行う社団法人であり、本市もその構成員であること、水道事故において専門性の高い対応ができること、当保険が大手3社の共同引き受けによる保険であること等から、公益社団法人日本水道協会が実施している水道賠償責任保険に申し込むものであり、契約の性質が競争入札に適さないため、公益社団法人日本水道協会と随意契約の方法による契約を締結するものである。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	水道料金等システムソフトウェア保守業務委託	
契 約 内 容	水道料金等システムソフトウェア保守業務	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	有限会社オザウェア	
契 約 金 額	432,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	本業務を実施できるのはシステム開発業者のみであり、契約の性質が競争入札に適さないことから、システム開発業者と随意契約の方法による契約を締結するものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	当番工事店待機業務委託	
契 約 内 容	平日午後5時15分以降及び土・日・祝祭日の待機業務（緊急工事を含む）	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市指定水道工事店協同組合	
契 約 金 額	(4月から9月分) 平日夜間4,957円/日 休日等13,878円/日 (10月から3月分) 平日夜間5,049円/日 休日等14,135円/日 (予定総額3,001,388円)	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本業務は、水道事故などの緊急工事に迅速な対応をとるため、時間外・休日における当番工事店を定めることを目的としている。</p> <p>犬山市指定水道工事店協同組合は、市内に事業所を置いている複数の業者で構成されており、交替で当番を勤めることができ、水道事故など緊急を要する対応の必要がある際には距離的及び時間的に迅速に対応できる。さらに、災害時には当市と「災害時における応急給水及び復旧工事等の協力に関する協定書」を締結している。</p> <p>これらのことから、当該業務は市内指定工事店で構成された唯一の同業組合である同組合が行うのが適当であり、契約の性質が競争入札に適さないため、随意契約の方法による契約を締結するものである。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 水道課																									
件 名	配水管路図・給水戸番図閲覧システム保守業務委託																									
契 約 内 容	配水管路図・給水戸番図閲覧システム保守業務																									
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	平成31年4月1日																									
契 約 相 手 方	フジ地中情報株式会社名古屋支店																									
契 約 金 額	330,000円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務を実施できるのはシステム開発業者のみであり、契約の性質が競争入札に適さないことから、システム開発業者と随意契約の方法による契約を締結するものである。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	整備課	
件 名	岩田公園用地維持管理業務委託 岩田公園用地	
契 約 内 容	草刈り及び除草作業等	
契 約 期 間	平成31年4月16日から令和2年3月4日	
契 約 締 結 日	平成31年4月16日	
契 約 相 手 方	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	343,700円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会は市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能である。上記の観点より本業務を適切かつ確実に履行することが可能な犬山市アメニティ協会と随意契約を締結するもの。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	整備課	
件 名	桜並木樹木診断業務委託	
契 約 内 容	桜並木の健康度及び危険度の判定を行う。	
契 約 期 間	令和元年5月14日から令和元年9月30日	
契 約 締 結 日	令和元年5月13日	
契 約 相 手 方	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	2,073,600円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>○一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会は市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能である。上記の観点より本業務を適切かつ確実に履行することが可能な犬山市アメニティ協会と随意契約を締結するもの。</p> <p>○選定業者は樹木に関する管理等のノウハウが十分持ち合わせており、適正な業務遂行が可能であるため</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	整備課	
件 名	事業用地等維持管理業務委託 橋爪高雄線外	
契 約 内 容	草刈り及び除草作業等	
契 約 期 間	平成31年4月17日から令和元年12月26日	
契 約 締 結 日	平成31年4月16日	
契 約 相 手 方	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	609,400円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会は市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能である。上記の観点より本業務を適切かつ確実に履行することが可能な犬山市アメニティ協会と随意契約を締結するもの。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	整備課	
件 名	貯留施設ポンプ保守点検委託 市道富岡荒井線 犬山市宇野田地内	
契 約 内 容	<p>本委託は、市道富岡荒井線の宇野田地内に位置し、平成26年度にて設置した雨水貯留槽からの排水ポンプ設備であり、1年に1回の保守点検が必要な設備であることから、ポンプ設備が多数稼動する出水期前に保守点検を行うものである。</p>	
契 約 期 間	平成31年4月19日～令和元年6月28日	
契 約 締 結 日	平成31年4月18日	
契 約 相 手 方	荏原商事株式会社中部支社	
契 約 金 額	140,400円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本ポンプ設備の保守点検は、本ポンプ設備に精通しているものにて行う必要があり、工期の短縮や合理的かつ適正な施工を確保することができるなどのことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付すことが不利と認められるとき）に該当するものであるため、平成26年度のポンプ設置工事施工業者である荏原商事(株)と随意契約するものです。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	整備課	
件 名	貯留施設ポンプ保守点検委託（その2） 市道富岡荒井線 犬山市字神田地内	
契 約 内 容	排水ポンプ保守点検 一式	
契 約 期 間	平成31年4月19日～令和元年6月28日	
契 約 締 結 日	平成31年4月18日	
契 約 相 手 方	新明和アクアテクサービス株式会社 中部センター	
契 約 金 額	135,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本ポンプ設備の保守点検は、本ポンプ設備に精通しているものにて行う必要があり、工期の短縮や合理的かつ適正な施工を確保することができるなどのことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付すことが不利と認められるとき）に該当するものであるため、平成28年度のポンプ設置工事施工業者（新明和工業㈱）の関連会社である新明和アクアテクサービス㈱と随意契約するものです。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 都市計画課	
件 名	犬山市民間木造住宅耐震診断業務委託（１）	
契 約 内 容	民間木造住宅（昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組構法または伝統工法住宅）の耐震診断を行う業務。	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和元年9月30日まで	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	公益社団法人 愛知建築士会	
契 約 金 額	46,300円 契約単価（46,300円）×予定数量（50戸）＝予定総額（2,315,000円）	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	この業者は、県内唯一の建築士資格者の団体であり、本制度が開始された平成14年度から、県主導の下、県下統一的に民間木造住宅耐震診断を担ってきた団体です。また、本市における過去17年の実績から、住宅・建築物の地震に対する安全性を評価する専門知識を有するだけでなく、当市の地域特性に精通しているため、効率的かつ効果的に、高い水準で耐震診断業務を遂行する能力を有しています。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 都市計画課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 都市計画課	
件 名	統合型GIS都市計画図更新業務委託	
契 約 内 容	犬山市統合型GISを基幹とする都市計画業務支援GISの基盤的な情報である都市計画法等の法規制データの更新を行う業務。	
契 約 期 間	令和元年5月28日から令和元年6月28日まで	
契 約 締 結 日	平令和元年5月28日	
契 約 相 手 方	日本電気株式会社 東海支社	
契 約 金 額	194,400円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	本システムはパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、メンテナンスやプログラムの修正を行うことは当市のシステム導入作業を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 都市計画課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	土地改良施設清掃業務委託	
契 約 内 容	馬堤池地区、丸山用水地区、徳ヶ池地区、西ノ池地区の除草清掃作業に係る業務	
契 約 期 間	平成31年4月18日から令和元年9月27日まで	
契 約 締 結 日	平成31年4月17日	
契 約 相 手 方	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	567,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能である。上記の観点より本業務を適切かつ確実に履行することが可能な一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会と随意契約を締結するもの。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	道路作業業務委託	
契 約 内 容	市内全域において、全路線の道路作業に係る業務 市道パトロール、道路清掃等	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	8,980,800円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能である。上記の観点より本業務を適切かつ確実に履行することが可能な犬山市アメニティ協会と随意契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	道路植栽帯管理業務委託	
契 約 内 容	市道犬山公園小牧線外36において、除草及び剪定等植栽帯管理に係る業務 人力除草、低木剪定、中木剪定、高木下枝切、草及び剪定枝等処理	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	12,326,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能である。上記の観点より本業務を適切かつ確実に履行することが可能な犬山市アメニティ協会と随意契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	犬山駅前広場維持管理業務委託	
契 約 内 容	犬山駅東西広場において、清掃、除草及び剪定等広場管理に係る業務 ごみ拾い、清掃、人力除草、低木剪定、アベリア剪定、花壇管理、 草・剪定枝及びごみ等処理	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	3,983,600円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能である。上記の観点より本業務を適切かつ確実に履行することが可能な犬山市アメニティ協会と随意契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	都市公園等除草業務委託	
契 約 内 容	高根洞工業団地、地産ちびっこ広場、桃山台西公園の除草業務	
契 約 期 間	令和元年6月26日から令和元年9月25日まで	
契 約 締 結 日	令和元年6月25日	
契 約 相 手 方	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	199,800円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能である。上記の観点より本業務を適切かつ確実に履行することが可能な一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会と随意契約を締結するもの。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課																	
件 名	楽田駅東公衆便所清掃業務委託																	
契 約 内 容	犬山市楽田駅東公衆便所のトイレ清掃作業に係る業務																	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日																	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日																	
契 約 相 手 方	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会																	
契 約 金 額	577,700円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能である。上記の観点より本業務を適切かつ確実に履行することが可能な犬山市アメニティ協会と随意契約を締結するもの。																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	公衆トイレ清掃管理業務委託	
契 約 内 容	中島池東公衆便所のトイレ清掃及びその周辺の清掃管理作業に係る業務	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	446,900円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能である。上記の観点より本業務を適切かつ確実に履行することが可能な犬山市アメニティ協会と随意契約を締結するもの。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	杵・ゲート点検業務委託	
契 約 内 容	稲葉用水路外8の杵・ゲート点検作業に係る業務	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	610,400円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能である。上記の観点より本業務を適切かつ確実に履行することが可能な犬山市アメニティ協会と随意契約を締結するもの。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	都市公園等維持管理業務委託	
契 約 内 容	内田防災公園外11の都市公園の維持管理作業に係る業務 トイレ清掃、ごみ拾い清掃、人力除草工、草刈工、芝刈り工、下草刈工、剪定工等	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	8,481,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能である。上記の観点より本業務を適切かつ確実に履行することが可能な犬山市アメニティ協会と随意契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	花と緑のあるまちづくり事業委託	
契 約 内 容	木曾川犬山緑地外15において、花の苗植付・管理に係る業務 花の苗植付、ボランティア団体への資材提供、水道メーターチェック	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	2,898,400円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能である。上記の観点より本業務を適切かつ確実に履行することが可能な犬山市アメニティ協会と随意契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課																									
件 名	高根洞工業団地水処理施設管理業務委託 (その2)																									
契 約 内 容	犬山市の所有する高根洞工業団地水処理施設による適正な水質の確保を目的とし、運転保守点検に係る各薬品の管理・補充、汚泥の処理・搬出業務																									
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和元年9月30日																									
契 約 締 結 日	平成31年4月1日																									
契 約 相 手 方	藤吉工業株式会社																									
契 約 金 額	3,491,883円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、現在履行中の「高根洞工業団地水処理施設維持管理業務委託」と密接不可分の関係にある薬品費及び汚泥処理費に係る業務であり、同一業者以外の者に受注させると履行中の業務との整合に著しい支障が生じるおそれがあるため、随意契約方式による契約を締結するもの。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	犬山駅昇降機保守点検業務委託（その1）	
契 約 内 容	犬山駅東西連絡橋昇降機を常時正常かつ良好な運転状態に維持するとともに、万一異常が生じた場合は、迅速かつ的確な処置を行う。 犬山駅西エスカレーター、犬山駅西エレベーター、犬山駅東エレベーターの保守点検に係る業務。	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	愛知小型エレベーター製造株式会社	
契 約 金 額	933,912円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	昇降機の保守点検は、自社製品でないと行えないとする理由で例年一社を除き、指名業者が辞退する状態が続いている中で、他メーカーの昇降機でも細やかに保守点検を行うことのできる事業者と随意契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	犬山駅昇降機保守点検業務委託 (その2)	
契 約 内 容	犬山駅東西連絡橋昇降機を常時正常かつ良好な運転状態に維持するとともに、万一異常が生じた場合は、迅速かつ的確な処置を行う。 犬山駅東エスカレーターの保守点検に係る業務。	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	三菱電機ビルテクノサービス株式会社 中部支社	
契 約 金 額	654,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山駅東エスカレーターの改修工事を三菱電機ビルテクノサービス株式会社中部支社が実施。昇降機の保守点検は、製品が特殊なことから製作者に委託することが適切な作業を行う上で望ましい。そのため適切に保守点検を行うことのできる上記の者と随意契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	犬山駅前広場モニュメント等保守点検業務委託	
契 約 内 容	犬山駅東からくり時計モニュメント及び犬山駅東からくり人形が正常且つ安全に機能するように保守点検、軽易補修を行い、万一異常が生じた場合は、迅速かつ的確な処置を行う	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	有限会社 玉屋	
契 約 金 額	462,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	業務内容にモニュメント内のからくり人形システムの保守点検等があるため、このシステムの特異性から製作者と随意契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	農村自然環境整備事業造成施設維持管理業務委託	
契 約 内 容	中島池ビオトープ施設の巡回、管理に係る業務	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人 犬山里山学研究所	
契 約 金 額	904,700円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	<p>県営農村自然環境整備事業により里山の野生生物種の保護並びに自然とのふれあいを主目的として造成されたビオトープ施設であり、その管理業務を委託する上で、受注者には犬山市の自然環境に対する広い知見が求められるため。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課